

出席停止について

下記の感染症にかかれた場合は、学校保健安全法第19条で学校感染症に指定されております。他の児童への感染を防ぐために出席停止となります。医師の指示に従って療養してください。また、**欠席連絡の際に詳細をお聞きしますので、登校願いの提出はいりません。**(医師の医療機関の証明も必要ありません。)

なお、出席停止の期間は、欠席扱いになりません。

※ 学校において予防すべき感染症の種類と出席停止 ※

分類	病名	出席停止の基準
第1種	(※)	治癒するまで
第2種	インフルエンザ (鳥インフルエンザを除く)	発症後5日、かつ、解熱後2日が経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹は出現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	結核	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
第3種	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
	コレラ、細菌性下痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結、その他医師の指示による感染症	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで

※第1種学校感染症：エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう(天然痘)、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、急性灰白髄炎(ポリオ)、鳥インフルエンザ(H5N1)